

令和8年度奈良市世界遺産学習現地学習に利用するバス借上げ
仕様書

- 1 件名 令和8年度奈良市世界遺産学習現地学習に利用するバス借上げ
- 2 場所 奈良市内
- 3 期間 締結の日から令和9年2月26日まで
- 4 事業の目的

奈良市内小学生が奈良市の本物の世界遺産に触れ、その歴史、文化、世界遺産を体験的に学習し、それらの価値と奈良市のよさを理解し体得することを目的に奈良市世界遺産学習現地学習に利用するバスを借り上げる。

- 5 内容

- (1) バスの貸出し

受注者は、奈良市世界遺産学習現地学習（以下「現地学習」という。）にバスを利用する小学校（以下「利用校」という。）が指定した日時、場所に指定した台数のバスを使用に差し支えないように整備した上で配車するものとし、その台数に足る運転手をその都度用意するものとする（別紙1の利用人数及びバス台数を確認し、利用校と調整の上、適宜対応できるようにしなければならない。）。

受注者は、利用校が指定した現地学習の場所まで教員、児童等を乗車させて運行し、利用校が指定する解散場所に戻るまで責任をもって業務を遂行しなければならない。バスの年間借上台数は最大85台とする（別紙1のとおり※）。

※なお、発注者は、気象条件や社会状況等により、別紙1に記載したバスの数量及び現地学習の場所を変更することができる。また、日程についても変更・中止する場合があります。

※また、別紙1に記載したバス台数を支払可能上限台数とする。

- (2) 利用校との日程調整

全利用校の現地学習日、時間等については、別紙1のとおりとする。受注者は、入札時において7割以上の発注者の希望日に運行できるようバスを確保するよう努めなければならない。やむを得ず、発注者の指定する希望日に配車が困難な場合は、受注者は、発注者と適宜調整の上、日程を変更することができる。その場合、受注者は、利用校、日時等について、日程変更届（様式6）により速やかに発注者に報告するものとする。

- (3) 現地学習の実施

ア 受注者は、現地学習当日において、予定場所及び予定時刻に遅滞なくバスを配車するものとする。やむを得ない事情により、配車場所又は配車時刻の変更がある場合は、速やかに利用校及び発注者に連絡するものとする。

イ 受注者は、児童にとって効果的な現地学習の機会となるよう、十分に配慮しなければならない。

- (4) 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

ア 受注者は、緊急時の連絡体制を示した緊急時連絡一覧表をあらかじめ作成しなければならない。また、気象や道路状況の異常・事故等に対して安全かつ速やか

に対応できるよう、運行管理者から運転手及び添乗員に常に指示伝達できる体制を整えておかなければならない。

イ 道路状況等により安全運行に支障のおそれがある場合は、受注者の判断により運行を中止することができるものとする。この場合において、受注者は、遅滞なく発注者に連絡するものとする。

ウ 整備不良や運転中の事故等により、車両が運行不能の場合又は車両の運行継続が危険と判断される場合は、受注者の用意する代替車両により速やかに対応しなければならない。

エ 業務の遂行中に事故等が生じたときは、直ちに児童等の安全を確保し、道路交通法に基づく適切な処置を講ずるとともに、速やかに事故内容を発注者に報告しなければならない。なお、運行中における対人、対物、搭乗者に係る事故の責務は、原則受注者の責務とする。

オ 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険及び自動車保険の対象外の運行若しくは運行に起因しない事故又は天災事変若しくは不可抗力による事故については、発注者、受注者双方協議の上解決するものとする。

(5) 配車実績等

契約期間のバスの配車状況をまとめ、配車実績一覧表（様式7）により契約期間終了後速やかに発注者に報告しなければならない。

6 支払方法

(1) 運行料は、1キロメートル当たりの単価契約（別紙1記載の距離）とする。

(2) 運転手、燃料、修繕費、有料駐車場その他運行に伴う一切の経費は、受注者の負担とする。

(3) 単価契約の額は、受注者が道路運送法に基づいて地方運輸局長に届け出ている運賃を用いて、適正な方法により積算した額を根拠とする。

(4) 受注者は、契約期間終了後、発注者に配車実績一覧表（様式7）を提出し、発注者が確認した後に、運行料を一括で請求するものとする。

発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に運行料を支払うものとする。

7 資格要件

次の要件を満たしているバス会社又は当該バス会社を手配できる業者とする。

(1) 貸切バス事業者安全性評価認定事業者であること。

(2) 次の書類を提出できる事業者であること。

ア 貸切バス認可台数及び初年度登録年月日が記載された一覧表

イ 任意保険又は共済加入一覧表

ウ 一般貸切旅客自動車運送事業の免許状の写し

エ 誓約書

8 損害賠償責任

(1) 受注者は、業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰すべき事由による場合及び天変地異の場合を除き、受注者が損害賠償責任を負う。

(2) 受注者は、第三者に与えた損害を十分に補償しうる保険に加入しなければならない。

なお、任意保険については、対人及び対物保険（無制限）、車両保険（時価）、搭乗者保険（1名につき1,000万円以上）に加入し、発効させなければならない。なお、事故等により保険料が増額になっても、運行料の変更は行わない。

(3) 現地学習に参加した児童（以下「児童」という。）の行動等により生じた受注者の損害等については次のとおりとする。

ア 校長は、児童の失禁等による汚損を防止するため、必要な対策を行うものとする。当該対策を講じたにもかかわらず車内に汚損が生じた場合、受注者の負担において洗浄等の処理を行うものとする。

イ 上記以外の受注者の損害については、発注者と受注者とが協議して負担を決定するものとする。

9 その他

(1) 受注者は、業務遂行上の詳細な内容について発注者と十分な打合せを行い、承認を受けなければならない。

(2) 受注者は、運行経路及び車両を常時点検し、良好な状態で運行しなければならない。また、道路運送法等の関連法令、規則等を遵守し、安全運転を心掛けなければならない。

(3) 業務遂行に当たり、本仕様書に定めのない事項の整理が必要となった場合、又は緊急の事態が発生した場合には、その都度双方誠意をもって協議し、合意に基づき実施するものとする。